

はじめに

令和2年度の税制改正関連法案は、3月27日に開かれた参院本会議で原案どおり可決、成立しました。本年度の取組みとしては、イノベーションの促進など中長期的な成長基盤の構築や、社会保障制度などの諸制度を人生100年時代にふさわしいものへと転換していくといった施策が中心となっています。

法人税では、一定のベンチャー企業への出資に対し、出資の一定額についての所得控除が創設されるほか、超高速・大容量通信を実現する5Gシステムに係る一定の投資について税制優遇措置が設けられました。そして、所得税では、寡婦（夫）控除に関して、「婚姻暦の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」の解消に向けた措置が講じられ、また、扶養控除の対象となる国外居住親族の範囲の見直しやNISAの見直しが行われました。

さらに、配偶者居住権が消滅した際の譲渡所得に係る取得費の規定、取引価額が低い土地を譲渡した場合の特別控除の規定が設けられるほか、所有者不明土地に係る固定資産税に関する課題に対応するための措置が講じられました。

なお、新型コロナウイルス感染症のわが国の社会経済に与える影響が甚なものであることに鑑み、緊急経済対策における税制上の措置として令和2年4月30日に「新型コロナ税特法」が成立しました。

本冊子は、令和2年度税制改正の内容を、図表を用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。